

四国中央市議会の概要

I 議会の構成

1. 組織・構成

市 議 会		
協議・調整を行う場	議員全員協議会	
	会派代表者会議	
	正副委員長会議	
委 員 会	常任委員会	総務市民委員会（8人）
		教育厚生委員会（7人）
		産業建設委員会（7人）
	議会運営委員会（7人）	
	特別委員会	議会活性化調査特別委員会（8人）
		社会基盤整備調査特別委員会（8人）
	議会だより編集委員会（6人）	

（令和6年12月26日現在）

※常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は1年間

議 員（令和10年11月27日任期満了）

●議員数 条例定数22人

●年齢構成 平均 61.1歳

年齢層	議員数	男性	女性
20歳代	1	1	0
30歳代	0	0	0
40歳代	5	2	3
50歳代	2	2	0
60歳代	6	5	1
70歳代	8	8	0
計	22	18	4

（令和6年12月26日現在）

●会派（３人以上）

会派名	議員数	男性	女性
一新会	4	4	0
令和会	5	4	1
さきがけ公明	3	2	1
四国中央	3	3	0
改新会	3	3	0
市民ステージ	3	1	2
会派に属さない議員	1	1	0

（令和７年12月16日現在）

Ⅱ 議員報酬等

1. 議員報酬

●議員月額報酬（平成29年４月１日改定）

議 長 481,000円

副議長 424,000円

議 員 391,000円

●その他

本会議、委員会出席の際の費用弁償（交通費等） 支給なし

2. 調査費（地方自治法第100条①⑪）

●委員会 行政調査

常任委員会 1人年間 150,000円

議会運営委員会 1人年間 100,000円

特別委員会 1人年間 100,000円

●海外行政調査 実施していない

●政務活動費 1人月額 20,000円

3. その他

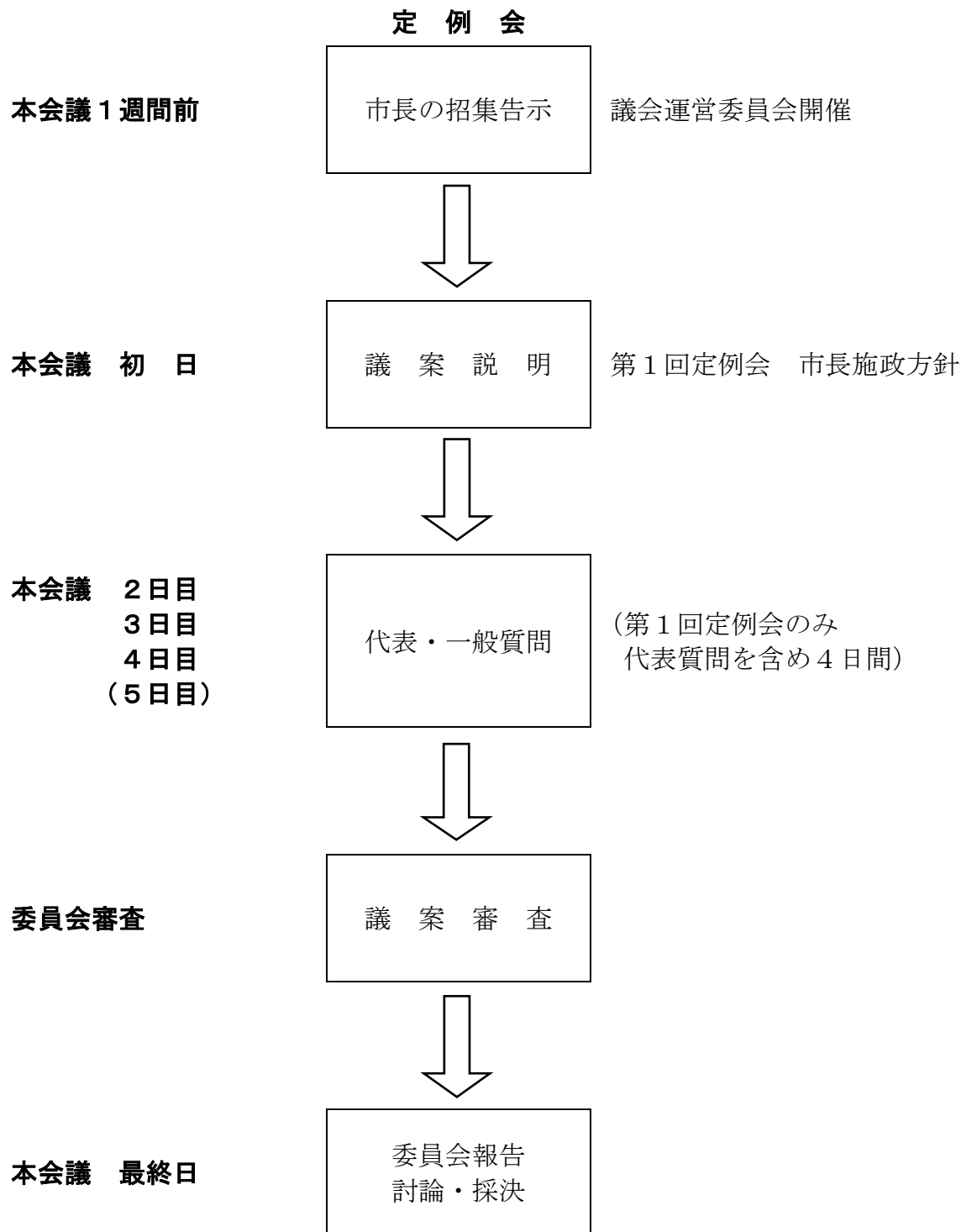
●議会交際費 令和６年度 70万円

Ⅲ 本会議

1. 定例会の流れ

定例会の日程（案）は、定例会開会2か月前の月末に議会運営委員会で決定している。議会日程は、3月、6月、9月、12月の広報及びホームページにて周知している。

定例会は、市長の招集告示（定例会開会1週間前）を受けて、議長が案内通知を議員に送付している。



2. 臨時会

定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の案件に限って審議するために随時招集される。

●本会議の開催状況（令和6年）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
会 期	2/27～3/21	6/11～6/28	9/3～9/27	12/10～12/26
会議日数	6	5	5	5
傍聴者数	26	36	32	60

	第1回臨時会
会 期	11/29
会議日数	1
傍聴者数	5

●代表・一般質問〔人〕（令和6年）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
代表質問	3	—	—	—
一般質問	8	9	8	13

●市長提出 議決状況（令和6年）

	提 出	可 決	認 定	同 意	承 認	その他
条 例	31	31				
予 算	42	42				
決 算	2		2			
自治法第96条第1項 第4号～第14号	11	11				
その他の議案	21	9		10		2
専決処分	4				4	
計	111	93	2	10	4	2

●議員提出 議決状況（令和6年）

	提 出	可 決	否 決	投 票	その他
条例・規則	1	1			
選 挙	5			4	1
意 見 書					
決 議					
そ の 他	10	5			5
計	16	6		4	6

- 委員会提出 議決状況（令和6年）
該当なし

IV 請願・陳情の審議

- 受理状況（令和6年）

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会
請 願				
陳 情	1			1
採 択				
趣旨採択				
不採択				
継続審査	1			1
取下げ				

V 会議の公開

1. 本会議中継

- 導入の経緯

合併前の平成14、15年度に関係市町村で地域公共ネットワーク事業を実施した際に、議会中継システムを導入した。合併後、市議会で協議を重ね、市内にケーブルテレビが開局するのに合わせて、平成17年12月からインターネット中継を、また平成18年3月の第1回定例会からケーブルテレビでの議会中継を開始した。

※録画による再放送は行っていない。

2. 議長交際費の公開

平成16年9月より、ホームページにて公開している。

3. ホームページ

市議会の状況について、積極的に情報を提供・公開し、開かれた議会とするために、平成16年6月から開設している。

定例会の日程や代表・一般質問の要旨等、情報を更新している。

4. 市議会だより

年4回発行している。議会だより編集委員会により作成。

5. 会議録検索システム

平成18年6月から導入し、ホームページで広く公開している。

VI 可決された意見書一覧（平成16年～令和4年）

件名	議決年月日
地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書について	H16. 9. 27
教育基本法の早期実現を求める意見書について	H16. 9. 27
三位一体改革に係る河川・砂防事業の推進に関する意見書について	H16. 9. 27
産業廃棄物税創設の凍結を求める意見書について	H16. 9. 27
郵政事業の民営化反対の意見書について	H16. 12. 21
W T O ・ F T A交渉に関する意見書について	H17. 3. 25
地方六団体改革の早期実現に関する意見書について	H17. 6. 22
地方議会制度の充実強化に関する意見書について	H17. 6. 22
道路特定財源の確保等に関する意見書について	H17. 6. 22
道路特定財源の確保等に関する意見書について	H18. 3. 24
脳脊髄液減症の研究、治療等の推進を求める意見書について	H18. 6. 21
ドクターヘリの全国配備へ新法制度を求める意見書について	H18. 9. 22
「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締まりに関する法律」及び「貸金業の規制に関する法律」の改正を求める意見書について	H18. 9. 22
「がん対策推進基本計画」の早期策定を求める意見書について	H19. 3. 23
「がん対策推進条例」（仮称）の早期策定を求める意見書について	H19. 3. 23
愛媛県立三島病院の充実を求める意見書について	H19. 3. 23
道路整備財源の確保等に関する意見書について	H19. 9. 20
中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書について	H19. 9. 20
肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書について	H19. 12. 25
道路特定財源の暫定税率維持を求める意見書について	H20. 3. 3
原爆認定制度に関する意見書について	H20. 6. 18
新たな過疎対策法の制定を求める意見書について	H20. 9. 25
子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書について	H20. 9. 25
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について	H20. 9. 25
地域医療の充実を求める意見書について	H21. 3. 25
国会議員の定数等の見直しを求める意見書について	H21. 3. 25
新政権による国政運営の円滑な執行を求める意見書について	H21. 9. 18
電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書について	H21. 12. 22
地域のくらしを守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書について	H21. 12. 22
子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について	H21. 12. 22
「新過疎法」の制定を求める意見書について	H21. 12. 22
農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書について	H21. 12. 22

件 名	議決年月日
認定こども園制度のさらなる推進を求める意見書について	H21. 12. 22
経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める意見書について	H21. 12. 22
「地方の声」を直接聞く仕組みの保障を求める意見書について	H21. 12. 22
永住外国人地方参政権付与の法制化に反対する意見書について	H22. 3. 10
「子ども手当」の一部について間接給付を求める意見書について	H22. 3. 10
選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書について	H22. 3. 10
口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書について	H22. 6. 23
公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法等に係る制度見直しを求める意見書について	H22. 6. 23
持続可能な森林経営の推進を求める意見書について	H22. 6. 23
子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書について	H22. 9. 22
21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書について	H22. 9. 22
環太平洋連携協定（T P P）に関する意見書について	H22. 12. 22
有害鳥獣対策強化に関する意見書について	H23. 3. 23
有害鳥獣対策関連予算拡充等に関する意見書について	H23. 3. 23
「社会保障と税の一体改革」に関し、地方の意見の反映と地方税財源の充実強化を求める意見書について	H23. 3. 23
四国電力伊方原子力発電所の安全対策の強化を求める意見書について	H23. 6. 29
緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について	H24. 3. 23
北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書について	H24. 9. 26
地方税財源の充実確保を求める意見書について	H25. 9. 20
T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書について	H25. 12. 20
「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書について	H26. 3. 25
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	H26. 3. 25
北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について	H26. 6. 27
「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書について	H26. 9. 30
地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書について	H26. 12. 19
三島川之江港の港湾運送事業法の指定港化に対する意見書について	H27. 3. 26
海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書について	H27. 3. 26
憲法改正の早期実現を求める意見書について	H27. 12. 24
宇摩圏域の地域医療の充実に向けた協力を求める意見書について	H28. 6. 24
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	H28. 6. 24
「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について	H29. 9. 22
北朝鮮のミサイル発射及び核実験実施に対する意見書について	H29. 9. 22

件 名	議決年月日
国民健康保険の国庫負担割合の引き上げと子供の均等割軽減を求める意見書について	R 1 . 6 . 21
「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について	R 1 . 6 . 21
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	R 2 . 9 . 25
地方たばこ税を活用した分煙環境整備を求める意見書について	R 2 . 12 . 24
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	R 3 . 9 . 28
ライドシェアの導入に反対し、安心・安全なタクシー事業の推進を求める意見書について	R 3 . 12 . 24

VII 議会事務局

条例定数 12人 現員 7人

事務局長①－課長①－課長補佐①－議事調査係

議員の身分に関すること

議員の報酬及び費用弁償に関すること

議会費の予算、決算及び経理に関すること

議会に関する条例、規則等の制定改廃に関すること

市政の調査及び研究に関すること

請願、陳情等の收受及び処理に関すること

議会の広報に関すること

本会議、委員会等に関すること

議会運営委員会及び議会全員協議会に関すること

会議録、委員会記録等の記録に関すること

議決、決定事項の処理及び報告に関すること

議員提出議案の立案・作成の補助に関すること

政務活動費に関すること など

市議会のしくみ

(1) 市議会の役割

市民がみんなで話し合ってまちづくりを進めていくことが住民自治の本旨ですが、全市民が1か所に集まって話し合うことはできません。

そこで、住民から直接選挙で選ばれた代表者に自分たちのかわりに市政について話し合ってもらうことになります。

この代表者が、市議会議員と市長です。

市長は、市を代表する独任制の執行機関であるのに対して、市議会議員は、一定数で構成される合議体である議会を構成します。議会の意思は会議における議決の形で表されます。議会の権限に基づいて、市長が市政を行うために必要な条例や予算などの重要な事がらを審議、決定したり、市の仕事が適切に行われているかを監視することにより、市民の意思を市政に反映させるものです。

このように市議会は、市民生活をより一層豊かなものとする大切な役割を担っています。

そして、この市議会の運営を円滑に進めるため、議会には議会事務局が置かれています。議会事務局では、本会議、臨時会、委員会等の運営の補助や議会活動に必要な調査、議会活動を市民の皆さんにお知らせする議会だよりの発行、会議録の作成などの事務を行っています。

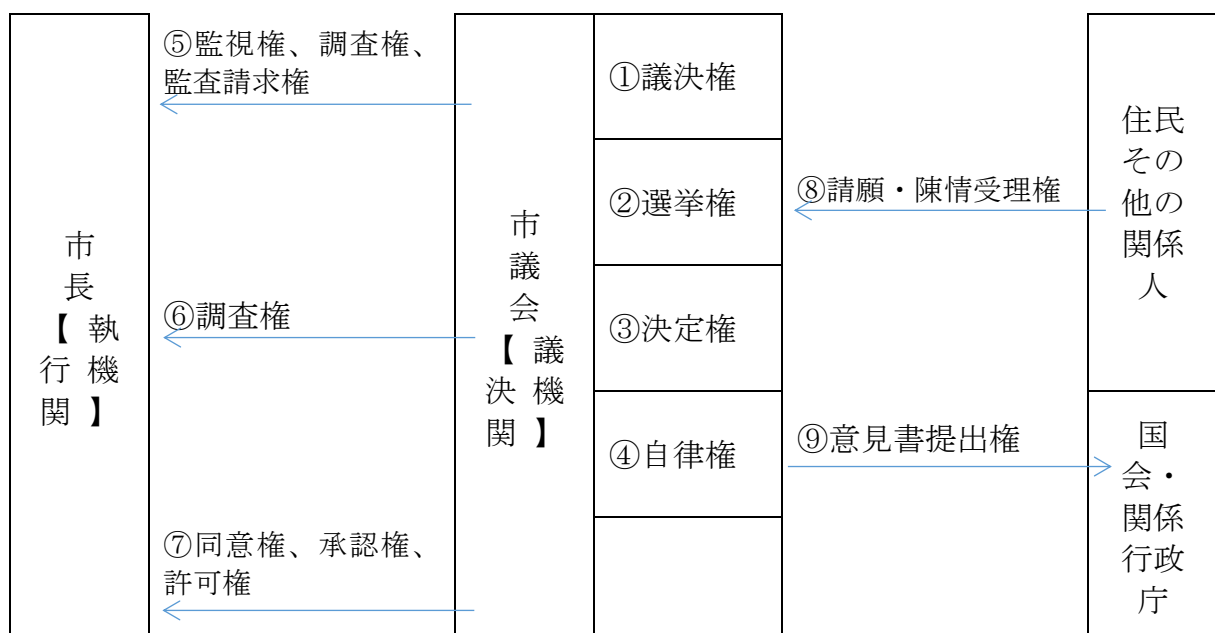
(2) 市議会と市長

県や市のような地方公共団体には、その意思を決める議会（議決機関）と、議会の決定に基づいて、実際に仕事を行う団体の長（執行機関）とがあります。

四国中央市では、市議会が議決機関に当たり、市長や教育委員会などの行政委員会が執行機関となります。

市議会と市長は、お互いに独立した対等の立場にあり、それぞれの役割に基づいて、互いに牽制や協調しながら、市民の意思を尊重した調和と均衡のとれた公正な行政運営によるよりよい市政の実現を目指しています。

議会の権限・市長と議会の関係



（３）市議会の権限

①議決権

議決権は市議会の最も本質的な権限で、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結など、市政の重要な事項について議決する権限を議決権といい、議決を必要とする事項（議決事件）は地方自治法で定められています。

議決を必要とする主な事項（議決事件）※地方自治法第96条第1項、第2項

ア．条例の制定・改廃

イ．予算の議決

ウ．決算の認定

エ．地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収

オ．条例で定める重要な契約の締結

（市の場合、1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約）

カ．財産の交換・出資・支払い手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け

キ．条例で定める重要な財産の取得・処分

ク．地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・斡旋・調停及び仲裁

ケ．損害賠償額の決定 など

※このほか、条例で地方公共団体に関する事件について、議会の議決事項を定めることができる。

②選挙権

市議会の議長、副議長、選挙管理委員会委員、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員などを選挙する権限をいいます。※地方自治法第103条、第182条、第287条

③決定権

議会において行う選挙の投票の効力に関する異議の決定や、議員の被選挙権の有無、兼業禁止の規定への抵触など、議員資格の決定等を行う権限をいいます。

④自律権

議会の選挙や議事を円滑に進めていくための会議規則の制定、議員の懲罰、資格決定、自主解散など、市議会内部の問題について、外部の干渉を受けずに自主的に決定できる権限をいいます。

⑤監視権、検査権、監査請求権

市長やその他の執行機関が行う地方公共団体の自治事務や法定受託事務などが、議会の議決どおりに公正かつ効率的に執行されているかを検査したり、監視するための権限です。（監視権）

市議会は、市長やその他の執行機関に対し、市の事務に関する書類、計算書の検閲や事務の実施状況の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行状況、出納などを検査することができます。（検査権）また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けることができます。（監査請求権）※地方自治法第98条

⑥調査権

調査権は、議会が法令上の権限を行使するために認められた本質的な権能で、議会固有の権能とされています。

これは、地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれています。調査に当たっては関係人を参考人や証人として出頭や証言、記録の提出などを求めることができ、これを正当な理由がなく拒否した者に対しては処罰規定があります。※地方自治法第100条

⑦同意権、承認権、許可権

同意権は、副市長、教育委員会委員や公平委員会委員などを市長が選任する際に同意を与える権限です。また、承認権は、市町村長の専決処分等に承認を与える権限などです。許可権は、議長や副議長、議員の辞職を許可する権限をいいます。

⑧請願受理権(請願及び陳情の受理)

市政などについての市民の要望や意見を記載した請願書や陳情書を受け付け、関係する委員会に付託、審査します。また、採択された請願や陳情を市長やその他の執行機関に送付し、その処理の経過並びに結果について報告を請求する権限をいいます。

⑨意見書提出権

議会は、市の公益に関する事件について、国会や関係行政庁に対し意見書を提出し、市議会としての意思を表明することができます。※地方自治法第99条

市議会と市長のチェックアンドバランス

市議会の権限

- ・ 予算等の議決権（法96①）
- ・ 検査（法98①）
- ・ 監査及びその報告の請求（法98②）
- ・ 調査（法100①）
- ・ 常任委員会の事務に対する調査（法109③）
- ・ 長及び委員長等の議場への出席要求（法121）
- ・ 予算に関する説明書その他事務に関する説明書提出（法122）
- ・ 採決された請願の送付及び請願処理報告の請求（法125）
- ・ 長の退職への同意（法145）
- ・ 副市長等への人事の同意（法162、168⑦）
- ・ 臨時会の招集の請求権

市長の権限

- ・ 予算の提出権（法92②ただし書、112①ただし書、149二、211①）
- ・ 議会の招集権（法101）
- ・ 予算の執行権（法149二、220）

議会と市長が対立した場合の調整規定

- ・ 再議・再選挙の請求（法176、177）
- ・ 不信任議決と議会解散（法178）
- ・ 専決処分と報告と承認（法179、180）

(4) 議 員

議員は、住民の直接選挙により選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成しています。選挙の時は特定の地域の人々、特定の団体の支持を得ても、当選後の任期中は住民全体の代表者となります。もちろん支持者等の要望、利害を考慮してもいいのですが、その要望等が市（当該団体）の利益に合致しているか、他に優先してやるべき施策はないか等に思いをめぐらす必要があります。議会活動を通じて住民の個別意思を総合して、市としての意思を形成する任務を有しています。

議員は、議員の職務に関係のある活動をしているときは、非常勤の特別職公務員であることに留意する必要があります。

議員の任期は4年となっており、補欠選挙で選出された場合は、前任者の残任期間が任期となっています。（令和6年11月28日から令和10年11月27日まで）

議員定数は、条例で22人としています。

議員の権限

- ・議案提出権（団体意思決定議案、機関意思決定議案）
- ・意見書案・決議案の提出権
- ・発言権（議会で決められたルールに基づいて発言できる）
- ・動議提出権（議案の修正権）
- ・表決権（基本的権利）
- ・要求権・請求権
 - 臨時会招集請求権（法101③）
 - 開議請求権（法114）
 - 侮辱に対する処分要求権（法133）
 - 委員会の招集請求
- ・選挙権
- ・請願紹介権（法124）

※ただし、議案・意見書案・決議案等は議員1人では提出できません。

議員の義務

- ・会議に出席する義務（法113、137）
- ・常任委員に就任する義務（法109②）（特別委員、議会運営委員の就任、辞任）
- ・法令・規律を守る義務（法129）
- ・懲罰に服する義務
- ・兼職の禁止（法92）
- ・兼業の禁止（法92の2）
- ・議会運営委員会の決定事項を守る責務
- ・執行権への不介入

注意事項

- ・調査権（検査権）は議会に認められたもので、議長、副議長、委員長、議員個々に認められたものではありません。

（５）議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、市議会の活動を主宰し、議会を代表する者で、議会構成上欠くことができない重要な地位にあります。市議会の運営を円滑に進めるため、議場の秩序保持、議事の整理及び議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有しています。

議長の地位は議会全体の権威と結びつくもので、議長は中立性と尊厳性を保つ必要があります。

副議長は、議長に病気などの事故があるときや欠けたとき、議長に代わってその職務を行います。※地方自治法第103条～第108条

（６）会議の諸原則

議会は、自治法や議会会議規則に従って運営されますが、これらの法及び会議規則を貫く共通の法則があり、これらを総称して会議原則といいます。議会という会議とは本会議（定例会、臨時会）を示します。

①議事公開の原則（法115）

②定足数の原則（法113）

会議が成立するための必要最小限の出席議員数で、定数の半数以上の出席。

③過半数議決の原則（法116）

出席議員の過半数でこれを決する。（議長には表決権がないー例外あり）

④議員平等の原則

⑤一議事一議題の原則

例外として一括議題の取り扱いができる。（四国中央市議会で採用）

⑥一事不再議の原則

一度議会で議決した同一の議題については、同一会期中においては再び議題にしない。

⑦会期不継続の原則

会期中に議決に至らなかった事件は、後会には継続しない。（法119）継続審査の議決のあった事件に限り、委員会は閉会中も審査することができる。

⑧現状維持の原則

⑨委員会審査独立の原則

委員会は本会議の下審査機関であり、本会議と密接な関係がある。しかし、負託された案件の審査については、本会議からなんらの干渉や制約を受けない。

⑩公正指導の原則